

平成24年9月6日

# 要 望 書

福島県水道協会  
会長 岡 部 光 徳

# 目 次

I. 東日本大震災等に関する要望	2
II. 平成25年度水道施設等整備費等に関する要望	3
【参考】平成22年度市町村別水道普及率一覧	6

# 要 望 書

我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災並びに東京電力福島第一原子力発電所事故から間もなく1年半が過ぎようとしております。

しかしながら、今なお巨大地震、巨大津波の爪痕は、被災地に深く刻まれており、また、本県では原発事故によって多くの県民が故郷に帰還できずにおり、先の見えない不安な避難生活を強いられております。

特に、原発事故によって飛散した放射性物質は、県内のあらゆる分野に被害を及ぼしてきたところであり、水道事業においても事故発生直後、7市町村で水道水の摂取制限をせざるを得ない事態に陥ったほか、他の市町村でも放射性物質から住民の健康を守るべく、様々な対策を強いられてきたところであります。

現在、水道水中の放射性物質に関する新たな目標値に対応した飲料水のモニタリング検査が実施されており、水道水の安全確保に万全を期すべく、鋭意努力しておりますが、原発事故の終息も不透明な状況下にあっては、今なお水道水等を不安視する声もあり、さらなる対策を通じ、飲用井戸水も含めた飲料水に対する不安解消を図っていくことも我々水道事業者の務めであると思っております。

また、震災では、多くの水道施設が甚大な被害を受け、長期間にわたる断水等が発生するなど、多くの住民が不自由な生活を余儀なくされました。

我々が日常生活を営むうえで、水道は無くてはならない存在であり、その存在を失った時の不安や不自由さを、今回の震災では否応なく味わったところであり、地域住民からは、これまで以上に地震等災害に強い水道施設の整備が求められております。

つきましては、水道事業は住民の生活と健康に直結する事業であることをご理解いただき、次の事項の実現が図られるよう強く要望いたします。

# I. 東日本大震災等に関する要望

## 1. 避難指示等区域内水道施設の除染について

除染作業には、「水」は不可欠な要素であり、また、避難指示等区域への住民帰還を果たすためには水道施設の復旧は最優先事項であることから、水道施設の優先的な除染について強く要望する。

## 2. 特定廃棄物の早期処理について

放射性物質汚染対処特措法において、放射性セシウム濃度が 8,000Bq/kg を超える浄水発生土（指定廃棄物）や避難指示等区域内にある廃棄物（対策地域内廃棄物）は、特定廃棄物として国が処理しなければならないこととなっているが、浄水発生土等は各自治体が仮置きしながら管理しているのが実態であることから、早急に国において処理されるよう強く要望する。

また、避難解除等区域における災害復旧工事に伴う建設副産物（廃棄物）についても、国が責任をもって処理されるよう強く要望する。

## 3. 飲料水のさらなる検査体制の充実について

水道水の放射性物質に関する指標が見直され、本県においても新たな目標値に対応した検査手法により対応しているところであるが、原発事故の終息も不透明な状況下にあっては、水道水等の安全性を不安視する声は今もって強いことから、不安払しょくに向け、飲料水の放射性物質のモニタリング検査の充実に対するさらなる支援について強く要望する。

## 4. 森林除染の推進について

県土の約7割を森林が占める本県にとって、森林除染を推進することは、本県の再生を図るうえで不可欠な工程であり、また、森林は水源でもあることから、飲料水に対する不安払しょくのためにも、生活圏と一体であり水源となっている森林の除染を推進されるよう強く要望する。

## 5. 水道施設の激甚災害法の適用について

東日本大震災における水道施設の災害復旧事業については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」による補助率の嵩上げ（通常 1/2⇒80～90/100）、地方財政措置（起債充当率 100%、元利償還金交付税参入率 95%）等の特別な支援措置を講じていただいた

ところでありますが、現行「激甚災害法」では、水道施設は適用の対象外となっていることから、水道施設についても他の公共土木施設等と同様に激甚災害法の適用対象とされるよう強く要望する。

## Ⅱ. 平成25年度水道施設等整備費等に関する要望

### 1. 水道施設等整備事業の着実な実施について

本県市町村等における水道施設等整備事業が着実に実施できるよう強く要望する。

※平成25年本県市町村等における簡易水道・上水道の施設整備事業計画（国庫補助）は次頁以降のとおりである。

### 2. 一括交付金化について

平成22年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」により水道施設整備補助についても従前の補助制度から原則一括交付金化することが決定されておりますが、市町村に対する一括交付金の導入にあたっては、年度間の変動や地域間の偏在が大きいこと、総額確保の実効性等の課題があること、加えて、都道府県や政令指定都市分の執行状況や改善意見等を十分踏まえる必要があることから、慎重に検討されるよう強く要望する。

## 平成 25 年度簡易水道等施設整備事業計画（概算要求額）

【平成 24 年 8 月現在】

（単位：千円）

事業名	市町村名	地区名	区分	平成 25 年度要望額	
				国庫補助基本額	国庫補助額
水道未普及地域解消事業	二本松市	西 新 殿	新 設	15,000	6,000
	福島市	水 原	給水区域内無水源	175,413	70,165
	二本松市	東 和	区域拡張	68,840	26,738
	本宮市	白 沢	区域拡張	139,413	55,765
	南相馬市	小 高 北 部	区域拡張	86,114	34,445
	鮫川村	鮫 川	区域拡張	40,364	16,145
	北塩原村	檜 原	区域拡張	72,076	28,830
6市町村 7件					
簡易水道再編推進事業	天栄村	湯 本 ・ 野 仲	統合簡易水道	78,341	26,447
	只見町	黒 谷	統合簡易水道	157,375	52,458
	柳津町	冨 中 、 大 成 沢	統合簡易水道	25,300	10,120
	埴 町	埴	統合整備	277,180	92,393
	喜多方市	山 都 、 高 郷	統合整備	707,236	176,809
5市町村 5件					
生活基盤近代化事業	会津美里町	関 山	増補改良	5,250	1,750
	南会津町	滝 原	増補改良	129,000	43,000
	金山町	川 口	増補改良	120,000	40,000
	猪苗代町	木 地 小 屋	増補改良	35,200	11,733
	伊達市	月 舘	基幹改良	102,080	25,520
	田村市	常 葉	基幹改良	38,000	9,500
	平田村	平 田	基幹改良	67,620	22,540
	白河市	大 信	基幹改良	50,000	12,500
	白河市	五 箇	基幹改良	30,000	7,500
	矢祭町	矢 祭 第 1	基幹改良	25,000	8,333
	矢祭町	矢 祭 第 2	基幹改良	30,000	10,000
	磐梯町	磐 梯	基幹改良	12,025	3,006
	南会津町	中 部	基幹改良	19,600	7,840
	南会津町	南 郷	基幹改良	59,000	23,600
	本宮市	白 沢	水量拡張	83,959	20,989
田村市	滝 根	水量拡張	206,924	51,731	
11市町村 16件					
総計	21市町村 28件				

## 平成 25 年度水道水源開発等施設整備費事業計画（概算要求額）

【平成 24 年 8 月現在】

（単位：千円）

区補助 分金	事業者名	事業内容	平成 25 年度要望額	
			国庫補助基本額	国庫補助額
水道 広域 化施 設整 備費	双葉地方水道企業団	特定広域化施設整備費	14,214	4,738
	二本松市（旧安達町）	広域化促進地域上水道施設整備費	90,000	30,000
	伊達市（旧梁川町）	広域化促進地域上水道施設整備費	163,500	54,500
	国見町	広域化促進地域上水道施設整備費	36,749	12,249
	3市町村・1企業団 4件			
ライ フ ラ イ ン 機 能 強 化 等 事 業	須賀川市	城山配水池	74,376	24,792
	須賀川市	緊急時用連絡管	12,000	4,000
	福島市	重要給水管施設配水管	155,295	51,765
	川俣町	重要給水施設配水管	108,000	36,000
	小野町	重要給水施設配水管	23,000	7,666
	須賀川市	西川浄水場	26,593	8,864
	福島市	弁天山配水池	85,000	28,333
	小野町	長久保沈砂池の耐震化事業	16,000	5,333
	福島市	老朽管更新事業	99,780	33,260
	会津若松市	老朽管更新事業	293,490	97,830
	福島市	老朽管更新（タタイル管）	36,552	9,138
	5市町村・11件			
総計	8市町村・1企業団 15件			

## 平成22年度 市町村別水道普及率一覽

【平成23年3月31日 現在】

市	市町村名	総人口	給水人口	普及率	市町村名	総人口	給水人口	普及率
	福島市	290,566	288,527	99.3%	相馬市	37,193	36,905	99.2%
	会津若松市	125,387	118,554	94.6%	二本松市	59,496	48,240	81.1%
	郡山市	337,600	325,124	96.3%	田村市	40,045	22,213	55.5%
	いわき市	339,366	329,483	97.1%	南相馬市	69,814	59,332	85.0%
	白河市	64,447	62,263	96.6%	伊達市	65,599	59,701	91.0%
	須賀川市	78,854	73,072	92.7%	本宮市	31,452	30,637	97.4%
	喜多方市	52,033	45,460	87.4%	計	1,591,852	1,499,511	94.2%

※南相馬市の給水人口については、推計値

町	市町村名	総人口	給水人口	普及率	市町村名	総人口	給水人口	普及率
	桑折町	12,748	12,097	94.9%	塙町	9,780	7,682	78.5%
	国見町	10,026	9,894	98.7%	鮫川村	3,948	1,362	34.5%
	川俣町	15,427	11,277	73.1%	西郷村	19,651	18,983	96.6%
	大玉村	8,652	7,944	91.8%	泉崎村	6,751	5,687	84.2%
	鏡石町	12,788	11,853	92.7%	中島村	5,124	4,787	93.4%
	天栄村	6,254	5,880	94.0%	矢吹町	18,289	16,495	90.2%
	下郷町	6,380	5,766	90.4%	石川町	17,656	12,780	72.4%
	檜枝岐村	631	631	100.0%	玉川村	7,199	5,950	82.7%
	只見町	4,864	4,446	91.4%	平田村	6,860	2,906	42.4%
	南会津町	17,686	17,415	98.5%	浅川町	6,825	6,702	98.2%
	北塩原村	3,167	3,003	94.8%	古殿町	5,952	4,626	77.7%
	西会津町	7,252	5,449	75.1%	三春町	18,022	15,465	85.8%
	磐梯町	3,740	3,707	99.1%	小野町	11,084	5,039	45.5%
	猪苗代町	15,653	15,342	98.0%	広野町	5,303	—	—
	会津坂下町	17,218	16,480	95.7%	檜葉町	7,644	—	—
	湯川村	3,321	3,282	98.8%	富岡町	15,909	—	—
	柳津町	3,969	3,510	88.4%	川内村	2,759	0	0.0%
	三島町	1,898	1,878	98.9%	大熊町	11,557	—	—
	金山町	2,433	2,169	89.1%	双葉町	6,727	—	—
	昭和村	1,486	1,429	96.2%	浪江町	20,353	—	—
	会津美里町	22,536	20,838	92.5%	葛尾村	1,514	276	18.2%
	棚倉町	14,937	14,568	97.5%	新地町	8,061	7,707	95.6%
	矢祭町	6,315	5,715	90.5%	飯館村	6,090	3,789	62.2%
				計	422,439	304,809	72.2%	

注) 広野町・檜葉町・富岡町・大熊町・双葉町・浪江町については、給水人口のデータ収集ができないため未記載

県 総 計	総人口	総人口	給水人口	普及率
	市(13)	1,591,852	1,499,511	94.2%
	町(25)	271,539	238,900	88.0%
	村(13)	83,407	65,909	79.0%
	計(51)	1,946,798	1,804,320	92.7%

注) 広野町・檜葉町・富岡町・大熊町・双葉町・浪江町については給水人口を0人として算出

全 国	総人口	給水人口	普及率
	平成22年度	128,000,160	124,817,005